

**令和８年度 第１回門真市自治基本条例推進委員会  
会議録**

1. 開催日時 令和８年６月１０日（水）午前１０時３０分から午後０時
2. 開催場所 門真市役所本館２階 大会議室
3. 出席者       （委員）田中会長、増田副会長、林委員  
                  谷本委員、脊戸委員  
                  （事務局）門真市 吉田副市長  
                                山市民文化部部長、西岡市民文化部次長  
                                黒木地域政策課長、大中地域政策課長補佐  
                                松本地域政策主任、南地域政策係員  
                                澤地域政策係員
4. 内容           ・会長及び副会長の選任について、  
                  ・会議の公開・非公開について  
                  ・門真市自治基本条例の説明及び運用状況について  
                  ・第２回推進委員会の会議日程について
5. 傍聴定員 10名/傍聴数は０名
6. 担当部署       （担当課名）市民文化部 地域政策課  
                  （電話）06-6902-6034（直通）
7. 会議録

**事務局（松本主任）**

それでは、定刻となりましたので、ただいまより門真市自治基本条例推進委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、市民文化部 地域政策課の松本と申します。よろしくお願いいたします。

推進委員会を始めます前に、お手元のマイクの使用方法について、説明させていただきます。本日の委員会では、議事録作成作業の効率化を図るため、音声録音システムを使用いたします。

ご発言をされます前には、必ずマイクの電源を入れていただくよう、お願いいたします。

卓上マイクのボタンを押していただけますと、オレンジ色に光り、オンの状態になりますので、光っていることをご確認の上、ご発言ください。別の方の発言中にボタンを押されますと、先に発言されている方のマイクがオフになってしまいますので、ご注意願います。

それでは、委員会の開催にあたりまして、門真市 吉田副市長より、ご挨拶申し上げます。

## 吉田副市長

おはようございます。吉田でございます。

本来ですと市長の宮本が、こちらでご挨拶させていただくところですが、本日公務によりまして、私の方からご挨拶をさせていただきます。よろしくお願いします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

また、平素より、門真の市政全般にわたっていろいろご支援・ご指導いただきまして本当にありがとうございます。

今日の門真市自治基本条例推進委員会についてであります、条例が施行されたのが平成 26 年であります。

この条例につきましては、自治の基本、市のまちづくりの理念とか、市民の皆様とか議会、市役所の役割というのを定めて、この条例のルールに基づいて、これからの市政、市を発展させていこうという趣旨で条例を作らせていただきました。

条例施行後、12 年経ちましたが、この間、最近の国勢調査の速報では、門真の人口が、5 年前と比べ、8 千人くらい減っているんです。

ご承知の通り人口減少だけではなく、少子高齢化が進んでおりますし、地域活動のコミュニティ自身がだいぶ変わってきています。

そうした中で、先ほど申し上げた門真市の発展、目指すのが笑顔の絶えない・笑いの絶えない門真であり、子どもたちが住みたい・住み続けたいと思っていただけるような門真市というのをどうやって作っていくのか、持続可能な地域というのをどうやって作っていったらいいのかわかるというのをこれから市だけではなく市民のみなさんにご理解いただきながら連携・協働しながら市の発展というのを目指していかないとあかんかなという風に思っています。

本日の推進委員会をお願いさせていただきたいことは、まずその条例が施行されて12年経過しておりますけど、条例の運用状況がどうなっているかというのを確認いただいた上で、先ほど申し上げた、これからの持続可能な社会、持続可能な門真というのを作っていくためには、どうしたらよいのか、地域活動、市民の皆様はこの自治基本条例の理念を共有していただいた上で、この条例が実効性のあるものになるためにはどうしていったらよいのかということに対して、忌憚のないご意見をいただけたらなという風に思っています。

また、加えてそれ以外も含めた、自治の推進にご支援いただけたらというふうに思っていますので、本日は本当にお忙しい中恐縮ですが、闊達なご意見をいただけたらなというふうに思っておりますのでどうぞよろしくをお願いします。

#### **事務局（松本主任）**

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、門真市立門真はすはな中学校長の脊戸利子（せととしこ）委員でございます。

#### **脊戸委員**

よろしくお願いいたします。

#### **事務局（松本主任）**

近畿大学総合社会学部総合社会学科教授の田中晃代（たなかあきよ）委員でございます。

#### **田中委員**

田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### **事務局（松本主任）**

門真市消防団第一方面隊門真分隊副分隊長の谷本純一（たにもとじゅんいち）委員でございます。

#### **谷本委員**

谷本でございます。よろしくお願いいたします。

#### **事務局（松本主任）**

門真市民生委員・児童委員協議会委員の林睦代（はやしむつよ）委員でございます。

**林委員**

林と申します。よろしくお願いいたします。

**事務局（松本主任）**

摂南大学法学部法律学科准教授の増田知也（ますだともなり）委員でございます。

**増田委員**

増田でございます。よろしくお願いいたします。

**事務局（松本主任）**

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。門真市副市長の吉田でございます。

**吉田副市長**

よろしくお願いいたします。

**事務局（松本主任）**

門真市市民文化部部长の山でございます。

**山部長**

山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（松本主任）**

同じく次長の西岡でございます。

**西岡次長**

西岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（松本主任）**

地域政策課課長の黒木でございます。

**黒木課長**

黒木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**事務局（松本主任）**

課長補佐の大中でございます。

### 事務局（大中課長補佐）

大中でございます。よろしくお願いいたします。

### 事務局（松本主任）

係員の澤でございます。

### 事務局（澤係員）

澤でございます。よろしくお願いいたします。

### 事務局（松本主任）

ただいま受付をしております係員の南でございます。

あらためまして私、地域政策課主任の松本でございます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会につきましては、5名中5名のご出席をいただき、出席者が過半数に達しておりますので、門真市自治基本条例推進委員会 施行規則 第14条第2項の規定により、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料について、確認をお願いいたします。

まず、

- ・次 第
  - ・資料1 門真市自治基本条例推進委員会 委員名簿
  - ・資料2 門真市自治基本条例推進委員会 諮問書の写し
  - ・資料3 審議会等の会議の公開に関する指針
  - ・資料4 門真市自治基本条例推進委員会の会議公開要領（案）
  - ・資料5 門真市自治基本条例
  - ・資料6 門真市自治基本条例施行規則
  - ・資料7 地域会議について
  - ・資料8 門真市地域会議活動補助金の手引き
  - ・資料9 門真市地域会議活動補助金交付要綱
  - ・資料10 門真市自治基本条例の運用状況について
  - ・資料11 門真市自治基本条例運用状況評価資料
  - ・参考資料1－1～1－3 といまして、令和5年度から令和7年度にかけての 各地域会議別の活動実績・事業計画等一覧
  - ・参考資料2 といまして、第5次学校適正配置実施方針
  - ・参考資料3 といまして、門真市第6次総合計画（概要版）
- 以上となります。
- 少し多いですが、不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、まず初めに、案件1「会長及び副会長の選任について」で  
ございます。

資料6 門真市自治基本条例 施行規則 第13条第1項に、「委員会  
に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」という規定  
がございます。

これは、会長・副会長につきましては、委員の皆様の中から、自薦又  
は他薦により決めるということであります。

どなたか立候補、または、ご意見等ございませんでしょうか。

### **脊戸委員**

事務局の方から何か提案等はないでしょうか。

### **事務局（松本主任）**

ありがとうございます。ただ今、脊戸委員から、事務局で提案があれ  
ばということでお声をいただきました。それでは、事務局よりご推薦を  
申し上げるということよろしいでしょうか。

### **委員**

異議なし

### **事務局（松本主任）**

ありがとうございます。皆さまから「ご異議なし」とのお声をいただ  
きましたので、事務局からご提案をさせていただきたいと思います。

それでは、門真市自治基本条例推進委員会の会長には、近畿大学の総  
合社会学部の教授でいらっしゃいます「田中委員」を、同じく副会長に  
は、摂南大学の法学部の准教授でいらっしゃいます「増田委員」を推薦  
させていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

### **委員**

異議なし

### **事務局（松本主任）**

ありがとうございます。

「ご異議なし」とのことありますので、田中委員が会長に、増田  
委員が副会長に選任されました。

大変恐縮ですが、田中委員は会長席の方へ、増田委員は副会長席の方へそれぞれご移動をお願いしたいと思います。

移動の方をお願いいたします。

それでは、田中会長より、会長就任のご挨拶をいただきたく存じます。よろしくをお願いいたします。

## **田中会長**

近畿大学総合社会学部の田中晃代と申します。

自治基本条例ということで、自分たちの地域の人たちのまちは自分たちでまちを作っていくというそういう発想、ルールでこれから条例を見直していくということなんですけれども、私自身、地域に入り込んでまちづくりをしていると、コロナ以降、結構 SNS を活用しながらいろんな市民活動が展開されていて、活発化しています。

ただ、やはり地域には様々な団体がいて、様々な情報が発信されていて、どの情報をどのように見たらよいのか、という見方がわからない。そういう意味で様々な情報を、地域という枠で調整・編集しながら、まちづくり活動を進めていければなというふうに思っています。

その基本となるルールで、できてから 12 年ということですので、見直していかないといけないというお話を伺いまして、私自身の活動の状況についても振り返りつつ、ルールをご一緒に見直していきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

## **事務局（松本主任）**

ありがとうございました。

続きまして、増田副会長より、ご挨拶をいただきたく存じます。よろしくをお願いいたします。

## **増田副会長**

摂南大学法学部の増田と申します。

副会長にご推薦いただきましてありがとうございます。摂南大学の方ではですね、『北河内を知る』という授業をやっております、その都度ご挨拶でこちらにも 5，6 年前くらいですかね、お伺いしたのを覚えております、久しぶりに来させていただきました。

私、専門は地方自治論で特に自治体広報を専門にしているのですが、広報の中でも特に地方自治、住民自治を支援していくような広報のやり方を研究しております、今回も自治基本条例というものの自治の基本

になるルールということですね、ぜひ地域の中の地方自治、住民自治の活性化に向けたことについて少しでもご協力できればなという風に思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

### 事務局（松本主任）

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、本委員会につきましては、皆様に資料5としてお配りしております、平成26年1月に策定いたしました「門真市自治基本条例」の、平成25年度から令和7年度までの12年間という期間における運用状況等についてご見解をいただくものでございます。このことにより、吉田副市長から当委員会に対して諮問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

### — 吉田副市長が諮問書を朗読して委員会会長に手渡す —

### 吉田副市長

門真市自治基本条例推進委員会 会長様。

門真市自治基本条例について（諮問）

本市におきましては、平成26年に自治の基本理念として「門真市自治基本条例」を策定し、自治の最高規範性を有するものとして、自治の確立及び市民の福祉の増進に努めてまいりました。

これらの取組について市民、議会、市役所の協働により、地域全体の自治意識を高めるため、同条例第17条の規定に基づき、貴委員会に対し、下記のとおりご提言を賜りますよう諮問いたします。

記

1. 門真市自治基本条例の運用状況等の評価
2. 運用状況及び社会情勢を踏まえた条例改正の必要性
3. さらなる地域自治の推進に向けた提言

門真市長 宮本 一孝

よろしくお願いいたします。

### 事務局（松本主任）

ありがとうございました。

なお、吉田副市長につきましては、この後、公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

### 吉田副市長

すみません、ここで失礼させていただきます。

先ほども申し上げましたように、ぜひ闊達なご意見、よろしくお願いいたします。失礼いたします。

— 吉田副市長退席 —

**事務局（松本主任）**

それでは、これより議事に入りますが、以降の議事進行につきましては、資料6 門真市自治基本条例 施行規則 第14条第1項の規定により、会長が議長となりますので、会長にお願いしたいと思います。

議長、よろしくお願いいたします。

**田中会長**

それでは、次第に従い進めてまいりたいと思います。

案件2ということで「会議の公開・非公開について」を事務局から説明をお願いします。

**事務局（大中課長補佐）**

それでは、案件2「会議の公開・非公開について」を説明いたします。お手元の資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。

この指針は、本市の委員会等の附属機関及び専門委員で構成する協議会の公開に関する取扱いをお示したものです。

この指針の第3条に会議の公開の基準として原則公開、そして第4条に公開・非公開の決定として、委員会等の長が会議に諮って決定することとなっております。

本会議につきましては、会議の審議状況を市民に明らかにすることにより、過程の透明性を確保し、公正な会議の運営を図ることができると考えておりますことから、原則の考え方とおおり公開を考えております。

本日の会議の開始から現時点までは非公開としていますが、この場において、これ以降の会議の公開についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**田中会長**

ただいま事務局より会議の公開について説明がございました、いかがでしょうか。

私といたしましては、情報公開の観点から原則公開ということでお願

いしたいなと思うのですが、個人情報等についての審議を行う際は、必要に応じて非公開ということで考えますがいかがでしょうか。

## **委員**

異議なし。

## **田中会長**

ありがとうございます。異議なしということで、ご賛同いただけたということで、本委員会は原則公開ということで、必要がある場合のみ非公開ということにいたします。では、公開についての手続、方法等について事務局からご説明をよろしくお願いします。

## **事務局（大中課長補佐）**

ただいま、議長からお諮りいただき、ご賛同をいただいたということで、原則公開の方向で確認されました。

このことにより、公開に関する規定についてお諮りしたいと思います。資料4「門真市自治基本条例推進委員会の会議公開要領（案）」をご覧ください。

会議については、原則公開することとし、公開方法については、傍聴席を設け、原則10名の定員としております。また、会議の途中に何らかの理由により会議を非公開とする必要性が生じた際には、議長より理由を説明していただいた上で退席を求めることとなっております。

なお、本日の会議については、あらかじめ会議の公開が決定された場合のみという条件を付しまして事前に市ホームページ等で傍聴者の募集を行っております。

次に、会議録についてですが、本会議におきましては、ボイスレコーダーで録音の上、会議終了後、2週間をめぐり、作成することを原則とさせていただきますと考えております。

なお、門真市情報公開条例に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますので、ご了承をお願いいたします。

説明は以上でございます。

## **田中会長**

ありがとうございます。事務局からのご説明は終わりましたけれども、これについて何か、ご意見等ございましたら、どうですかね。ご発言いただきたいのですが、よろしいですか。

はい、ということで、特に意見がないようですので、事務局案のとおり、会議を公開と決定させていただきます。

資料4「門真市自治基本条例推進委員会の会議公開要領（案）」の後ろの（案）を消してください。

また、本日傍聴に来られている方がおられましたら、入室をしていただいてください。

### **事務局（大中課長補佐）**

本日、傍聴の方はいらっしゃいません。

### **田中会長**

わかりました、それではですね、いらっしゃらないということですので、案件を進めてまいります。案件3ということで「門真市自治基本条例及び運用状況について」でございます。

では、事務局、お願いします。

### **事務局（大中課長補佐）**

はい、ご説明いたします。まず、お手元の資料10「門真市自治基本条例の運用状況について」をご覧ください。

本市では、市民の皆さんの暮らしを豊かにし、まちづくりを推進する上で重視すべき尺度として、「幸福度の向上」を掲げ、市民一人ひとりが手を取り合い、「地域力」を高めていく取組みを進めるため、平成26年1月1日に「門真市自治基本条例」を施行し、協働によるまちづくりを進めてまいりました。本条例は、市民力及び地域力を高め、生成し自ら発展していく「自律発展都市」の形成を目指すことを基本理念とし、前文と全7章からなる、17条建ての本市の最高規範性を有する、理念条例でございます。

今回、この条例の運用状況を評価し、実効性を高めるため、本推進委員会は設置されました。

委員の皆様におかれましては、条項ごとの評価をお願いするとともに、施行から12年が経過したことによる、社会情勢の変化に対応した修正点など、忌憚のないご意見を頂戴したいと思っておりますので、改めて、よろしくお願いいたします。

なお、本条例が「理念条例」であることから、条項の内容によっては

定量的に測定・評価する性質のものではないため、運用状況の評価対象とならないものが含まれております。このため、条項ごとに評価対象となるかどうか、また評価対象となった場合には、その条項の運用状況について、資料 11「門真市自治基本条例運用状況評価資料」を基に、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、本条例が、前文と全 7 章、計 17 条から成り立っておりますので、章ごとに区切って行います。その際に、ご質問・ご意見等があれば頂戴したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず資料の見方をご説明させていただきます。資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」をご覧ください。

3 ページをご覧ください。

第 1 章 総則 第 1 条 目的 を例にご説明します。

まず、最上段の「第 1 章 総則」は、当該条文の章を記載しております。

上段左側には「条文」と「条文名」を記載し、その下に「条文内容」を記載しております。

上段右側には、当該条文の「逐条解説」を記載しております。

下段左側の「推進委員会からのご意見（修正案等）」欄をご覧ください。こちらは、本日の事務局からの説明を受けて、本日以降に、委員の皆様にご記載いただき、集約の上、次回以降の推進委員会の資料としてご提示させていただく予定です。

下段右側の「条例の運用状況」をご覧ください。

先程も申し上げましたとおり、本条例が「理念条例」であることから、条項の内容によっては運用状況の評価対象除外と考えられるものがございます。

今回、評価対象となる条項については、資料 11「門真市自治基本条例運用状況評価資料」に条項ごとの運用状況の資料を記載しておりますので、後ほど、ご説明させていただきます。

また、「条例の運用状況」欄の下に「評価」及び「評価理由」欄を設けております。「条例の運用状況」にて評価対象とされた条文については、本日の事務局からの説明を受けて、委員の皆様にご記載いただき、集約の上、次回以降の推進委員会にてご提示させていただきます。

資料の見方については以上となりますが、なにかご質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

## 事務局（大中課長補佐）

それでは、資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」の 1 ページから 2 ページにかけてをご覧ください。

まず、「前文」からでございます。

前文は、門真市の紹介や自治の歴史、将来像など、本条例策定の際、公募市民委員の皆様からそれぞれ提出されたものを基に、まとめたものでございます。前文の構成は、前段で、門真市の地勢や成り立ちについて述べ、中段で、社会情勢の変化及び地方分権の進展について述べ、後段で、門真市の目指す将来像について述べております。

運用状況といたしましては、本市の歴史や目指す将来像等を記載したもので、施策の実施状況や具体的な運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外とさせていただいております。

次に、3 ページをご覧ください。第 1 章 総則 「第 1 条 目的」についてです。こちらの条項では、「自治の基本理念の確立」及び、「市民福祉の向上」を目的として定めることを述べています。なお、運用状況といたしましては、第 1 条の内容が、本条例の基本原則及び目的を定めており、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外とさせていただいております。

次に、4 ページ をご覧ください。同じく、第 1 章 「第 2 条 定義」についてです。こちらの条項では、本条例を親しみやすい条例とするため、使用する用語について、定義づけを行っております。

第 1 号の「市民」は、通常、市内に住所を有する方を指しますが、協働によるまちづくりの主体として、在住・在勤、各種団体や事業者も含め、本市に関わる全ての方を「市民」としております。

第 2 号の「事業所」は、「市民」に含まれておりますが、事業活動を行っている 個人・法人については、より積極的な地域活動への参加を期待するため、特記しております。

第 3 号の「議会」は、議会の有する行政監視、審議・議決機能について述べています。

第 4 号の「市役所」は、本来「市」、「行政」または「執行機関」などと表現されるものですが、総合計画においても「市役所」と表現しているように、市民に分かりやすい表現となるよう「市役所」と表記しております。

第 5 号の「協働」については、人によって解釈が異なっている場合が

あるため、協働の考え方について示しています。

第6号の「市民力」は、市民一人ひとりが、地域活動等について意識し、高めていくことが必要であるということを述べています。

第7号の「地域力」は、共通の公共的な目的に向かって、力を合わせ解決へと進んでいく力が必要であるということを述べています。

なお、こちらの条項では、本市の自治における基本的な考え方を定めたものであり、理念条例であることから、従来のその他の条例とは性格が異なるものとなっております。

例えば、一般的な条例の表現は、「～である調」で記述しますが、本条例は、市民と共有し、推進していくための基本となる条例ですので、親しみやすくするため、「です・ます調」で表現しております。

運用状況といたしましては、本条例内の用語の定義を定めているものであり、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外としております。

以上、前文と第1章の説明となります。ここで一度区切らせていただきます。

## 田中会長

はい、ありがとうございました。それでは、ここままで、なにかご意見・ご質問等がございましたら、おっしゃっていただけたらと思います。が、いかがでしょうか。

特に大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、引き続き、事務局より説明をよろしく申し上げます。

## 事務局（大中課長補佐）

はい、ご説明いたします。

資料10の5ページをご覧ください。

第2章 自治の基本原則 「第3条 基本理念」についてです。

この条項では、「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちをつくるため、「協働」を進め、「自律発展都市の形成」を目指すことを述べています。

運用状況といたしましては、本条例の基本的な理念を定めているものであり、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外させていただいております。

次に6ページをご覧ください。同じく第2章「第4条 最高規範性」についてです。本条例は自治の基本理念を定めるものであることから、

他の条例等が策定される場合においては、この理念を尊重して制定されなければなりません。このことから、第4条では本条例の最高規範性について述べています。ただし、他の条例と比較した場合の序列としての上位性や文言や定義等について制限をかける等の位置付けではないため、「最高規範」ではなく、「最高規範性」と表現しております。運用状況といたしましては、本条例が本市の自治の最高規範性を有することを定義しており、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外とさせていただいております。

次に、7ページをご覧ください。

同じく 第2章 「第5条 協働によるまちづくりの基本原則」についてです。

この条項では、協働を進めていく基本原則を3つ掲げております。

第1号の「情報共有」では、課題や考え方を共有することが、協働への第一歩であり、そこから協働への取組みが進められるという点から1番目に述べております。

第2号の「参加・参画」は、情報を共有した上で、主体性を持って関わっていくことが必要であることを述べています。

第3号の「対等」は、お互いが主体的な役割を担いながら、その特長を活かし取り組むことを述べています。特に公共の福祉の向上を担う市役所と地域の活性化に取り組む市民との関係は、担うべき役割が異なる部分があります。その点にとらわれ否定しあうのではなく、それぞれの立場を理解し、尊重しながら役割を果たす必要性を述べています。

運用状況といたしましては、本条例の基本原則について述べているものであり、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外しております。

次に、8ページをご覧ください。同じく第2章 「第6条 総合計画」についてです。本条例は、理念条例として位置付けており、具体的なまちづくりの方向性等は総合計画において述べられるものです。

第5次総合計画では、協働を軸としたまちづくりを基本として述べられておりますので、本条例と総合計画を両輪として、協働を進めていく必要があります。そのため、本条項では、総合計画との関わりについて述べ、今後の総合計画策定において自治基本条例の理念を尊重しつつ、市制の運営に努めることを述べております。

運用状況といたしましては、本条例が総合計画との重層的な関係性を明確にし、市民・議会・市役所が総合計画の実現に向けた役割を定めたものであり、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではないことから、評価対象からは除外しております。

以上、第2章の説明となります。ここで一度区切らせていただきます。

## 田中会長

はい、ありがとうございます。では、ここまでのところで、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。そうしましたら、引き続き、事務局より説明をお願いします。

## 事務局（大中課長補佐）

はい、ご説明いたします。

資料10 9ページをご覧ください。

第3章 市民・議会・市役所の役割 「第7条 市民の役割」についてです。

本条項では、市民に、果たしていただきたい役割等について述べています。

第1項は第5条で掲げた「協働によるまちづくりの基本原則」を理解し、地域との関わりを持つことを述べています。

さらに個人としてモラルの向上、自助努力の必要性を述べています。

第2項は、他者への理解から始まり、支え合うことによって、協働は進められるとの思いから述べられています。

第3項は、知る権利、参加・参画する権利について述べています。

第4項は、歴史や文化から良い部分を学び、まちづくりへの関心を持ってもらいたいとの思いから述べられています。

第5項は、人と人とのつながりを見直し、地域との関わりを持つ必要性を述べています。お互いを知り、支え合うことができる環境は暮らしやすく住み続けたいまちになると考えています。

第6項は、将来のまちづくりの担い手となる子どもたちを地域全体で守り育てていく環境を整えていく必要性を述べています。

こちらは条例の運用状況の評価対象となります。

資料11「門真市自治基本条例運用状況評価資料」の1ページをご覧ください。

今回、自治基本条例の運用状況の評価にあたり、実際に数値化することが可能な条項は、各課からの情報をもとに記載いたしましたが、数値化することが困難な条項は、門真市第6次総合計画の計画改定のための基礎資料として、令和7年3月に実施された、門真市市民意識調査を活用し、各条項の評価指標とさせていただいております。

市民意識調査によりますと、

① 隣近所や地域コミュニティとつながりながら暮らせている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、つながりながら暮らしているとの回答が減少しております。

次に、

② 地域や市民活動を通じてつながりが強い地域である

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、つながりが強いと感じている回答が減少しております。

2 ページをご覧ください。

③ 地域の活動に今後参加したいと考えている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、参加したいと考えている回答が減少しております。

④ 地域や門真市のまちづくりを担う一員になっている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、まちづくりを担う一員となっているとの回答が減少しております。

これらの調査結果からは、市民主体の自治の推進の停滞や、地域とのつながりの希薄化など市民の役割に関する市民意識が下がっているのではないかと、考えられます。

これらの資料を基に、ご評価を頂けましたらと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」にお戻りいただき、10 ページをご覧ください。

第 3 章 「第 8 条 事業所の役割」についてです。

こちらの条項では、第 2 条の定義で述べておりますとおり、事業所は「市民」に含まれておりますが、地域の発展に向け、事業活動は欠かせないものであり、まちづくりの主体を担っていただきたいとの願いから別に条を設け、述べております。

運用状況といたしましては、事業所については、市民の役割に含まれていることから、評価対象からは除外しております。

次に、11 ページをご覧ください。

第 3 章「第 9 条 議会の役割」についてです。こちらの条項では、市政を進め、市役所の監視を行う機関としての議会の役割と、市民に情報の発信等を行う広報としての役割、市民の声を議会運営に反映させる広聴としての役割を述べております。

運用状況といたしましては、資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 3 ページをご覧ください。

市民意識調査によりますと、

① 「議会だより」を見ている

という項目では、令和6年度が令和元年度に比べ、議会だよりを見ているという回答が減少しております。

次に4ページをご覧ください。こちらには、過去10年間の「門真市議会の議会改革の歩み」を掲載しております。

本会議や各委員会での改革、ホームページや議会だよりに係る改革、議員定数や議員報酬、政務活動費等の改革などが記載されております。

8ページをご覧ください。8ページからは、地方自治法に基づき、本市議会の意思をまとめ、国や関係省庁に対して公式に提出する「意見書」の一覧を記載しております。10ページをご覧ください。10ページからは、本市議会の姿勢等を対外的に公表する「決議」の一覧を記載しております。11ページをご覧ください。11ページでは、憲法により保障された権利であり、本市議会に提出され採択された「請願」を記載しております。こちらそれぞれ、過去10年間の記録を掲載しております。

それでは、資料10「門真市自治基本条例の運用状況について」にお戻りいただき、12ページをご覧ください。

第3章「第10条 議員の役割」についてです。

こちらの条項では、議会を構成する議員個人の求められる役割として、市民の代表として、議案の審議や政策の提案を行う議会としての役割を遂行するとともに、市役所を監視する機関の一員としての役割を述べております。

運用状況といたしましては、議会を構成する議員個人の求められる役割を述べていることから、運用状況を定量的に測定・評価する性質のものではなく、評価の対象からは除外しております。

次に、13ページをご覧ください。

第3章「第11条 市役所の役割」についてです。

こちらの条項では、市役所の役割として、第1項にて市民の参加・参画の機会を積極的に設けるとともに、市政に対する意見や提案等を聴かせていただく場や意見交換する機会等を設けることについて述べています。

第2項では、情報の提供、広報機能を充実することを述べています。

第3項では、市役所は公平・公正さを保ち、市民サービスの向上に向け、検証を行うなど、市民の皆さんと行政活動の見直しに努めることを述べております。

第4項では、市役所の役割を果たすため、担い手である、職員の人材育成に努める必要性を述べています。

運用状況といたしましては、市政の積極的な情報公開及び情報提供、職員の人材育成等の状況等を、市民意識調査の結果や各部署の取組結果

に基づき、ご評価いただきたいと考えております。

資料 11 門真市自治基本条例 運用状況評価資料 12 ページをご覧ください。

市民意識調査によりますと、

① 市役所が信頼できる

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、市役所を信頼できるとの回答が減少しております。

次に

② 市役所は地域や市民活動を活性化するために努力している

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、市役所は市民活動を活性化するために努力しているとの回答が減少しております。

次に、13 ページをご覧ください。

③ 「広報かどま」を見ている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、「広報かどま」を見ているとの回答が減少しております。

次に

④ 行政情報はわかりやすく提供されている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、行政情報をわかりやすく提供されているとの回答は微減しております。

次に、14 ページをご覧ください。

⑤ 施策の満足度

という項目では、「1. 市政への市民意見の反映」や「2. 行政の積極的な情報公開」等の項目について「満足」「やや満足」と回答した割合は約 2 割となっているものの、「3. 市の情報の発信・収集」や「7. 市の窓口の使いやすさ」については、他の項目に比べると「やや不満」と回答した割合が高くなっております。

次に、15 ページをご覧ください。

⑥ 広報かどまの発行部数

について、これまでも全戸配布を実施するとともに、令和 5 年度には大型商業施設付近のマンション建設等を見据え、年間発行部数を増加しております。

次に、

⑦ 市ホームページ閲覧数

について、令和 5 年度に市ホームページのリニューアルを実施しておりますが、毎年減少しております。

一方で、16 ページの

⑧ 市公式 Instagram フォロワー数

⑨ 市公式 LINE 友達登録者数

17 ページの

⑩市公式 X（旧 Twitter） フォロワー数

等の市公式 SNS では、フォロワー数等が増加しております。

最後に、18 ページの

⑪職員研修の参加人数

について、令和元年度以降、増減を繰り返しているものの、ほぼ横ばいとなっております。

なお、ここでの研修は職場研修を除く、一般研修や特別研修、大阪府等への派遣研修となります。

それでは、資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」にお戻りいただき、14 ページをご覧ください。

第 3 章「第 12 条 職員の役割」についてです。

こちらの条項では、職員の役割として、職員個人としても、自らを高め条例の理念を実現するように努めるとともに、第 2 項では、公平・公正な執行を行うため、市民による様々な要望等について、簡潔に記録を行うことについて述べております。

運用状況といたしましては、職員の役割については、市役所を構成する職員個人の求められる役割を述べていることから、運用状況を定量的に測定・評価するものではなく、評価の対象からは除外しております。

以上が第 3 章の説明となります。ここで一度区切らせていただきます。

**田中会長**

はい、ありがとうございます。そうしましたら、ここまでで、なにかご意見・ご質問等ございましたらおっしゃっていただけたらと思います。

ありがとうございます。引き続き、事務局より説明をお願いします。

**事務局（大中課長補佐）**

はい、ご説明いたします。資料 10 15 ページをご覧ください。

第 4 章 国及び他の地方公共団体との連携 「第 13 条 国及び他の地方公共団体との連携」についてです。

こちらの条項では、広域的な対応が必要な場合において、他の自治体との緊密な情報の交換等を行いながら、適切な対応が取れるよう、連携を図っていくことを述べております。

条例の運用状況といたしましては、資料としてご提示しておりませんが、府内市町村、特に北河内 7 市の関連各課が連携を取り、情報交換・

情報共有等を行いながら、行政サービスの向上を図っているところがあります。また、より市民に近い基礎自治体で行政サービスを提供することで、利便性の向上が図られるという観点から権限移譲の状況进行评估いただくための資料としております。

資料 11 門真市自治基本条例 運用状況評価資料 19 ページから 21 ページをご覧ください。こちらは、大阪府からの移譲事務一覧となっております。本市では、令和 7 年 4 月 1 日現在で「旅券発給事務に係る窓口対応業務」や「身体障がい者手帳の交付」等、市民に身近なサービスに係る事務を含めて 63 の事務が移譲されております。

以上、第 4 章の説明となります。ここで一度区切らせていただきます。

## 田中会長

はい、では、ここまでで、ご質問・ご意見等はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

そうしましたら、ご質問ないようですので、引き続き、説明をお願いします。

## 事務局（大中課長補佐）

はい、ご説明いたします。それでは、資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」にお戻りいただき、16 ページをご覧ください。

第 5 章 協働の基盤の整備「第 14 条 協働の基盤の整備」をご覧ください。

こちらの条項では、協働を進めていく環境を整えるため、情報の共有を図る必要性と、市民・議会・市役所が目的を共有することで緊密な協働関係を築いていくことを述べております。

条例の運用状況といたしましては、資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 22 ページをご覧ください。

①「広報かどま」を見ている

②「議会だより」を見ている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、「よく見る」「たまに見る」という回答が減少しております。

次に、23 ページをご覧ください。

③行政情報はわかりやすく提供されている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、行政情報をわかりやすく提供されているとの回答は微減しております。

④「協働」という言葉の認知度

については、令和 6 年度が令和元年度に比べ、「知っている」という回答が増加しております。

次に、24 ページをご覧ください。

⑤市の取り組みについて「協働」が進んでいる

については、令和 6 年度が令和元年度に比べ、「とてもそう思う」という回答が増加しております。

一方で

⑥市役所は地域や市民活動を活性化するために努力している

については、令和 6 年度が令和元年度に比べ、「とてもそう思う」「そう思う」という回答が減少しております。

このことから協働の認知度は進んでいるものの、基盤の整備については、途上段階であると考えられます。

以上、第 5 章の説明となります。ここで一度区切らせていただきます。

## 田中会長

そうしましたら、ここまでで、なにかご意見・ご質問等はございませんでしょうか。いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

では、引き続き、事務局より説明をよろしく申し上げます。

## 事務局（大中課長補佐）

はい、ご説明いたします。それでは、資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」にお戻りいただき、17 ページをご覧ください。

第 6 章 地域の自治の推進「第 15 条 地域の自治の推進」についてです。

こちらの条項では、安全・安心して暮らせるまちづくりには、自分たちの地域について、知り、考え、行動し、解決していくことが必要であるということを述べております。

条例の運用状況といたしましては、資料 11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 25 ページをご覧ください。

市民意識調査によりますと

①地域や門真市のまちづくりを担う一員になっている

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、まちづくりを担う一員となっているとの回答が減少しております。

②「協働」という言葉の認知度

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、「知っている」という回答が増加しております。

次に 26 ページをご覧ください。

③地域や市民活動を通じてつながりが強い地域である

という項目では、令和 6 年度が令和元年度に比べ、つながりが強いと感じている回答が減少しております。

④ 地域の活動に今後参加したいと考えている

という項目では、令和6年度が令和元年度に比べ、参加したいと考えている回答が減少しております。

次に27ページをご覧ください。

⑤ 互いに助け合い支え合う地域のつながりのあるまちである

という項目では、令和6年度が令和元年度に比べ、地域のつながりのあるまちであると考えている回答が減少しております。

⑥ 隣近所や地域コミュニティとつながりながら暮らせている

という項目では、令和6年度が令和元年度に比べ、つながりながら暮らせているとの回答が減少しております。

これらのことから地域の自治の推進については、途上段階であると考えられます。

それでは、資料10「門真市自治基本条例の運用状況について」にお戻りいただき、18ページをご覧ください。第6章 地域の自治の推進「第16条 地域会議の推進」をご覧ください。こちらの条項では、地域の共通課題について考える、新たなコミュニティについて述べております。このコミュニティでは、地域を構成する自治会や個人、各種団体が集まり、地域の共通課題について取り組み、解決に導く団体を想定しています。

第2項では、地域の課題を解決するために、市民だけではなく、市役所も積極的に関わることを述べています。

第3項では、地域会議の支援の方法については、別に定めるものとしています。

条例の運用状況といたしましては、資料11 門真市自治基本条例運用状況評価資料 28ページをご覧ください。こちらは、地域会議の組織の構成イメージです。地域会議は、中学校区を1つの単位とし、自治会をはじめNPOや民生委員等、地域の多様な団体によって構成され、地域の共通課題の解決に取り組んでいます。会議は、理事会を中心に合議制で行われており、子育てや防災・防犯、文化・スポーツなどの専門部会を設け、各種イベント等の様々な取組を企画・立案し、地域全体で取り組んでいます。

次に、29ページをご覧ください。こちらは、地域会議に対する市役所の支援内容を記載しており、人的支援・財政的支援・物的支援について紹介しております。

次に、30ページをご覧ください。こちらは、各地域会議の設立年月日の一覧です。また、参考資料1-1から1-3については各地域会議の活動内容を記載しております。

以上、第6章の説明となります。ここで一度区切らせていただきます。

## 田中会長

はい、ありがとうございました。

そうしましたら、ここまでで、なにかご意見・ご質問等はございませんでしょうか。

はい、ありがとうございます。そうしましたら、では、引き続き、事務局より説明をよろしく申し上げます。

## 事務局（大中課長補佐）

はい、ご説明いたします。それでは、資料 10「門真市自治基本条例の運用状況について」お戻りいただき、19 ページをご覧ください。

第 7 章 条例の効果と改善「第 17 条 自治基本条例推進委員会」についてです。

こちらの条項では、本条例が実効性のあるものとなっているかどうかを検証する組織として、本自治基本条例推進委員会の必要性が述べられております。

第 2 項では、必要に応じて委員会を開催し、改正が必要な場合は市役所に提言を行うことについて述べております。

第 3 項では、本委員会の詳細は別に定めることについて述べられております。

なお、条例の運用状況といたしましては、本推進委員会が条例施行後初めての開催となりますので、現時点では評価の対象外となります。

以上、第 7 章の説明となります。

以上で、「門真市自治基本条例の説明及び運用状況について」の説明が終了となります。

## 田中会長

はい、ありがとうございました。そうしましたら、ここまでで、なにかご質問・ご意見等はございませんでしょうか。

大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、ここまでですね、案件 3、門真市自治基本条例の説明及び運用状況についてご説明が終わったところです。章ごとに関してご意見・ご質問等はいただいておりますが、全体的な部分で委員の皆様から、ご意見・ご質問等ございましたら、おっしゃっていただければと思います。いかがでしょうか。

何か、ご意見等ございませんでしょうか。

私の方から、質問させていただいてよろしいでしょうか。口火を切るということで、資料 10 の 8 ページのところなんですけれども、総合計画

というところがありまして、この条例の理念を尊重して策定されるということが書かれているのですが、現状として、総合計画の策定状況について説明していただければなと思います。

### **事務局（黒木課長）**

地域政策課の黒木でございます。

先生の方からご質問いただきました総合計画なんですけれども、本自治基本条例は、第5次総合計画の計画期間中に策定されており、現時点での総合計画は第六次総合計画ということになりますので、また少しつなりの中身がかわってきているかというところはございます。

### **田中会長**

第6次は、これからということでしょうか。

### **事務局（黒木課長）**

現状で第6次にかわっております。

### **田中会長**

はい、そしたらちょっと総合計画と齟齬が無いようにという形は検討されているということでしょうか。

### **事務局（黒木課長）**

はい、そうですね、例えば文言の中では、第5次総合計画では、協働によるまちづくりというものを進めてきたことから、本条例におきましても協働という文言がたくさん出てくるんですけれども、第6次総合計画の中では、協働・共創によるまちづくりというところを現状進めているところであります。

共創という文言につきましては、新たに出てきた文言になりますので、今回新たに条例の見直しというところであれば、このことについても検討をしていただければというところでもあります。

### **田中会長**

はい、ありがとうございます。よくわかりました。

今のご意見でもよろしいですし、その他でもしご意見がありましたら、おっしゃっていただければと思いますがいかがでしょうか。

特にそうですね、確認なんですけれども、検討すべき必要がある項目と、評価対象除外の項目があると思うんですけれども、そこは皆さん確認できていますか。大丈夫でしょうか。

申し上げますと、まず 9 ページ、これは評価すべき、我々が評価すべき内容です。それから 11 ページですね。それから 13 ページ、市役所の役割。それから 15 ページ、こちらもそうですね、これは国とか地方公共団体の連携。16 ページ、協働ですね、協働の基盤。17 ページ、地域の自治の推進。18 ページ、地域会議の推進。

今、申し上げたページが、この推進委員会で議論になる、評価していく必要があるという項目ではないかなと思うんですけども、この項目でもいいですし、除外の項目でも構いませんので、ご意見言っていただいたらいかがかと思います。

実際、次回までに、評価すべき項目に対して、ご意見いただいて、それでそれについて話し合うということになりますので、わからないことがあったら何でも聞いていただいた方が実はありがたいんですね。

結構こう、法律では文章の解釈が難かしいですよ。

これどう理解したらいいのかっていうことも、聞いていただいてもいいかなと思います。少し、びっくりしたのは、条文は、前回は市民の方々と職員の方とで協働で考えたというところで、びっくりしました。ということなので、皆さん門真市の方々は活動もしてらっしゃるし、知識もおありだなというふうに感じたんですけども、そのうえで何かわからないことがあれば聞かせていただければと思います。いかがでしょう。

## **脊戸委員**

第 13 条の国及び他の地方公共団体との連携のところの評価をするにあたって、移譲されている事務が 63 というのが多いのか少ないのか、基準となるものが全然わからないので、同程度の自治体でこれくらいは平均してやっているとか、なにかわかるものがあったら評価ができるのかなと、シンプルに思ったので、教えていただけると助かります。

## **事務局（黒木課長）**

今、ご質問いただきました。他市の状況につきましては、すぐお調べして皆さまにデータの方でお送りさせていただくようにいたしますので、よろしく願いいたします。

## **田中会長**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

これメールでいただけるということですので、評価の前に見ていただ

くということですので、できるだけ早急にお送り頂ければと思います。  
はい、ありがとうございます。

何かあるような感じですので、お話しいただければ。はい、どうぞ。

## **増田副会長**

質問というわけではないんですけれども、気になった点なんですけれども、お話をさせていただこうかなと思うのですが、まず1つ、条例のなかに割と参加参画という言葉が入っているんですが、こちら定義に入っていないくて、協働については定義されているのですが、参加と参画についてどのように区別をされているというのが気になったというところですよ。

それからですね、市民意識調査が全体として、ちょっと数値が悪くなっていることが色々とみられていて、具体的にどの年代でとか、どの地域でとかがはっきりとわかるものなのか、それとも全体として悪化しているのかというところも気になるところです。

それから特にちょっと私の専門に関連してすごく気になったところが、例えば13ページのところに「行政情報がわかりやすく提供されている」に対してあまりそう思わないという方が半分くらいおられるということなんですけど、じゃあ、この方たちというのは行政情報をどういう情報をどんなふうに提供されたらわかりやすいと感じていただけるのか、というのがすごく気になるところで、この結果からわかることではないんですが、自治を推進していくときに情報ってすごく大事なところになってきますので、何かこうもう少し突っ込んだ分析があれば、教えていただけたらなと思いますし、これもその属性で細かいデータがあればいただきたいなというふうに思います。以上です。

## **田中会長**

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

## **事務局（黒木課長）**

参加参画からまずお答えいたします。

実際に事業、各地域でいろいろな催しものであったりとか、イベントであったりとかをされるというところであれば、それを計画される方、地域でこういうことをしましょうというふうにお伝えして皆さんにお声掛けいただいて引っ張っていつてくれる方が参画。

そこに集まってきて会議するという形でやっていただける方が参画というかたちかなと考えています。

そこに、そういうイベントがあるんやったら行ってみようということ で地域の方、連れ立って来てもらっている方が参加、というような区別 かなと考えています。

皆さんに参画してもらうのが理想ではあるんですけども、なかなか そこまでっていうのが難しいです。

実際には皆さんに来ていただいて地域を盛り上げるということが必要 でもありますので参加していただけるだけでもありがたい状況であります。

次にいただいたご質問が年代というところであると思うのですが、市 民意識調査につきましては、無作為に人数の方をこちらから送らせてい ただいておりますので、どの年代であったりとか、どういう方がという ことについては、一度、担当課に確認をして年齢層についてはお知らせ させていただこうかと思っております。

行政情報につきましては、回答に対してどういうふうにしたらよいの かというところまでは市民意識調査の方では、先生のご質問のようにど うすればいいのという質問に関しての回答はない状況かと思えます。

市役所も以前は、広報だけであったりとか、回覧板でというかたちで の情報提供ではあったんですけども、市役所に来ていただければ、デ ジタルサイネージを使ったり、電子掲示板を使って、呼び出し情報のと ころにも、市役所の情報、いついつ何がありますよ、こういうのをやっ ていますというのが流れるような形ではさせていただいておりますので、 そちらの方では進んでいるのかなというふうには思っております。

先ほどのご質問の年代につきましては、今確認してもらったら、年齢 層は出ているみたいですので、そちらの方のグラフとか表とかは、また データの方でお送りさせていただきますので、よろしくお願いします。

## **田中会長**

評価までには送っていただけますでしょうか。

## **事務局（黒木課長）**

今日、明日中には。

## 田中会長

大丈夫ですかね。はい、そうしていただければありがたいなとは思いますが。特に先生がおっしゃるように行政情報って非常に協働と関係が深いと思いますので、議論をしていかないといけないかなと思います。

はい、ありがとうございます。他に何か言っておきたいことはございませんか。おっしゃりたいこと。どうですか、林委員、何でもいいですよ。

## 林委員

ちょっと一つ質問なんですけど、18 ページの第 11 条の市役所の役割で職員研修の参加人数ってあるんですけど、全体は何人くらいなんですか。

## 事務局（黒木課長）

職員に関しましては、大体正規職員で 820 人前後かと思います。

そこに会計年度任用職員がいますので、会計年度任用職員については正式な数が今わかりませんので、また、そちらについてもメールで送らせていただくようにします。申し訳ありません。

## 田中会長

全体の中で何パーセントくらいが職員研修に参加されているかというのについて知りたいということですね。

## 事務局（黒木課長）

承知いたしました。

## 田中会長

ありがとうございます。

他にございますでしょうか。谷本委員いかがですか。

## 谷本委員

大丈夫です。

## 田中会長

大丈夫ですか。はい、よろしいですかね。

はい、他にご質問はないですかね。ありがとうございます。

市役所に準備していただくものが結構たくさんございますけれども、

よろしくお願ひしたいと思ひます。はい、でしたらですね、次回の会議までに資料 10 門真市自治基本条例の運用状況についての推進委員会からのご意見欄がございます。こちらの欄とそれから評価の欄、及び評価理由に関しての欄がございますので、それを評価が必要な項目に関して条文というか条項に対してお書きいただければと思ひます。はい、それをまとめていただくというか、それで次回は話をしていくということによろしいでしょうか。

そういう認識で。はい、提出期限とかあると思うんですけど、一応そういうスケジュール的な事ですか、何日までにとか、ちょっとお聞かせいただければなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

### **事務局（大中課長補佐）**

提出期限なんですけれども、ひとまずは、6 月 30 日(火)を、期限とさせていただきますと考へております。

実際に入力いただけるように、資料 10 の門真市自治基本条例の運用状況については、委員の皆様の方にメールでデータをお送りいたしますので、そちらのご活用をお願ひいたします。

### **田中会長**

はい、では 6 月 30 日(火)までにデータを入力していただいて、事務局に提出していただくようにお願ひしたいなと思ひます。よろしいですかね。

それでは最後に、その他第 2 回推進委員会の会議日程についてです。事務局、説明をお願ひします。

### **事務局（大中課長補佐）**

はい、ありがとうございます。

第 2 回推進委員会の会議日程については、令和 8 年 11 月頃から令和 9 年の当初あたりでの開催を予定しております詳細は、改めて個別に日程調整させていただきます。説明は以上となります。

### **田中会長**

はい、ありがとうございます。これに関してですね、何かご意見・ご質問等は他にございませんでしょうか。よろしいですかね。お忙しい委員が多いと思ひますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

全員が書いて提出ということでよろしくお願ひいたします。

では、ご質問とかご意見が無いようですので、以上で案件は全て終了

いたしました。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただき、本当にありがとうございました。

これにて第1回 門真市自治基本条例推進委員会を終了させていただきます。

どうも、お疲れさまでした。ありがとうございました。

※会議終了後、委員より提出期限について延長依頼があり、7月31日（金）に変更になった。